

平成29年第1回(3月)川南町議会定例会会議録(最終日)

平成29年3月17日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

平成29年3月17日 午前9時00分開会

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第1 | 議案第 1号 | 川南町県単独土地改良事業分担金徴収条例を定めるについて |
| 日程第2 | 議案第 2号 | 川南町別館条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第 3号 | 川南町特定個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第 4号 | 川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第 5号 | 川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第 6号 | 川南町公共施設等整備基金条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第 7号 | 川南町税条例等の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第 8号 | 川南町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第 9号 | 川南町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第 10号 | 川南町営牧野条例の廃止について |
| 日程第11 | 議案第 11号 | 火葬等の事務委託の廃止について |
| 日程第12 | 議案第 20号 | 平成29年度川南町一般会計予算 |
| 日程第13 | 議案第 21号 | 平成29年度川南町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第 22号 | 平成29年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第 23号 | 平成29年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第 24号 | 平成29年度川南町下水道事業特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第 25号 | 平成29年度川南町介護認定審査会特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第 26号 | 平成29年度川南町介護保険特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第 27号 | 平成29年度川南町後期高齢者医療特別会計予算 |

- 日程第20 議案第 28号 平成 2 9 年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算
- 日程第21 議案第 29号 平成 2 9 年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算
- 日程第22 議案第 30号 平成 2 9 年度川南町水道事業会計予算
- 日程第23 発議第 1号 川南町議会基本条例の制定について
- 日程第24 発議第 2号 適正な事務取扱い及び予算執行を求める決議について
- 日程第25 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 蓑原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 税田 榮 君	6番 福岡 仲次 君
7番 三原 明美 君	8番 河野 浩一 君
9番 安藤 洋之 君	10番 林 光政 君
11番 竹本 修 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 川上 昇 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 河野 英樹 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	清藤 荘八 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	日高 昭彦 君
総務課長	押川 義光 君	まちづくり課長	米田 政彦 君
産業推進課長	山本 博 君	農地課長	新倉 好雄 君
建設課長	吉田 喜久吉 君	環境水道課長	大山 幸男 君
町民健康課長	橋口 幹夫 君	教育課長	大塚 祥一 君
福祉課長	篠原 浩 君	税務課長	三角 博志 君
代表監査委員	谷村 裕二 君		

午前9時00分開会

- 議長（川上 昇君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。
しばらく休憩します。全員、議員控え室に移動願います。

午前9時00分休憩

午前10時20分再開

- 議長（川上 昇君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。
ここで、徳弘議員より発言を求められていますので、これを許可します。

○議員（徳弘美津子君） 先の議案質疑において訂正がございます。議案第20号平成29年度一般会計の中の質疑の中で、歳入のふるさと振興基金繰入金1億3065万円を、13億円。歳出のふるさと振興基金積立金2億8060万円を、28億円と一桁間違えてしまいました。ここに訂正しお詫びいたします。よろしく願いいたします。

○議長（川上 昇君） 次に総務課長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

○総務課長（押川 義光君） 議案第20号平成29年度川南町一般会計予算書の議案質疑の際、ふるさと納税費用に係る賃金に関する徳弘議員の質問時に、一般財源を一部充当すると発言いたしましたが、正しくは平成29年度からふるさと納税収入ですべての費用を賄うこととしています。お詫びして訂正させていただきます。

○議長（川上 昇君） 日程第1、議案第1号 川南町単独土地改良事業分担金徴収条例を定めるについて、日程第2、議案第2号 川南町別館条例の一部改正について、日程第3、議案第3号 川南町特定個人情報保護条例の一部改正について、日程第4、議案第4号 川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、日程第5、議案第5号 川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、日程第6、議案第6号 川南町公共施設等整備基金条例の一部改正について、日程第7、議案第7号 川南町税条例等の一部改正について、日程第8、議案第8号 川南町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について、日程第9、議案第9号 川南町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、日程第10、議案第10号 川南町営牧野条例の廃止について、日程第11、議案第11号 火葬等の事務委託の廃止について、以上11議案を一括議題とします。本11議案は、所管事項別に各常任委員会に付託さ

れておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（税田 榮君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の経過並びに結果について御報告致します。担当課職員の説明を受け慎重に審査いたしました。

議案第2号川南町別館条例の一部改正について。この議案は、自治公民館ごとにある川南町別館を、新たに川南町コミュニティ施設と名称変更するとともに、規則で定める暴力団排除条項を当条例に盛り込むものです。併せて、自治公民館の活動に必要と認めるときは、法令に違反しない範囲において、施設の改修等ができるように改正するものです。委員会の意見として、改正文に「必要と認めるときは」とあるが、必要なものは町が積極的に整備するよう求める、また、当該部分の運用をしっかりと遂行できるように、役場の担当者等が代わっても条例又は規定の解釈を誤らないようにしてほしい、とありました。審査の結果、討論はなく全員賛成で可決です。

議案第3号川南町特定個人情報保護条例の一部改正について。この議案は、いわゆる個人番号法の一部改正に伴い、当該条例を改正するもので、平成29年5月30日からの施行となります。審査の結果、討論はなく全員賛成で可決です。

議案第4号川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。この議案は、非常勤職員に係る部分休業承認時の取扱いを改正するものであり、要するに育児休業できない者を規定することである、との説明がありました。審査の結果、討論はなく全員賛成で可決です。

議案第5号川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。この議案は、振興班長への報酬を同条例によって定め支出していたが、それを新たに振興班に交付金として支出するために条例改正することを大きな目的として行うものであります。委員会としては、当該制度変更に伴う情報伝達の周知徹底を求めるとの意見が出されました。審査の結果、討論はなく全員賛成で可決です。

議案第6号川南町公共施設等整備基金条例の一部改正について。この議案は、公共施設及び公用施設において、これまでは施設の建設のみに限定していた基準を、修繕等含む施設整備にも活用できるように条例の一部を改正するものです。審査の結果、討論はなく全員賛成で可決です。

議案第7号川南町税条例等の一部改正について。この議案は、法人住民税法人税割の税率の改正と同時に、平成31年10月1日から軽自動車税は取得時に「環境性能割」がかかり、これまでの軽自動車税は「軽自動車税種別割」という呼び名に変更されることに伴う条例の改正です。審査の結果、討論はなく全員賛成で可決です。

議案第8号川南町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について。この議案は、国の指定地域密着型サービ

ス事業の基準の改正に基づき、当該条例の改正を行うものです。現在、本町において該当する施設が4カ所存在するとの説明がありました。委員会では、今後同様の施設の増加について質疑が出されましたところ、増加する見通しであることの説明を受けました。また、制度が複雑であるため、担当する役場職員の専門的な人員配置と同時に、長期的な配置が求められるとの意見が出されました。審査の結果、討論はなく全員賛成で可決です。

議案第9号川南町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について。この議案は、国の当該基準等の改正に基づき、当該条例の一部を改正するものです。具体的には、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の定員を、現行の25人から、29人に引き上げることと同時に、サテライト型事業所にあっては、18人以下とするものであるとの説明がありました。なお、サテライト型事業所とは、支所的な施設であるとの説明も受けました。委員会では、介護職の担い手不足の問題も論議されました。高齢化に伴い介護職の担い手確保が安定するよう、行政としても適宜対策を講じてほしいとの意見が出されました。審査の結果、討論はなく全員賛成で可決です。

以上、報告を終わります。

○議長（川上 昇君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（内藤 逸子君） 文教産業常任委員会に付託されました議案について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。関係課職員の出席を求め、現地調査を行い、提案理由、補足説明を受け質疑を行い慎重に審査を行いました。

議案第1号、川南町県単独土地改良事業分担金徴収条例を定めるについては、この事業を実施する農業用ため池緊急防災対策事業に係る工事に要する費用の一部に充てるため、分担金徴収の施行に必要な条例の制定を行うものです。なお、当該事業を活用して工事を実施するため池は新茶屋ため池で、管理している水利組合は16戸、分担金は10%です。審査の結果、討論はなく全員賛成で原案のとおり可決です。

議案第10号、川南町営牧野条例の廃止については、平成26年11月から利用されず、休牧状態であったため、牧野の検討を行ってきた。今後は和牛を中心にした畜産利用牧場として民間に貸し出し、繁殖牛の拠点づくりを行うため、行政財産を普通財産として貸し出すことができるものです。審査の結果、討論はなく原案のとおり全員賛成で可決です。

議案第11号、火葬等の事務委託の廃止については、都農川南葬祭センターの取壊しが完了したことに伴い、規約を廃止するものです。審査の結果、討論はなく原案のとおり全員賛成で可決です。審査報告を終わります。

○議長（川上 昇君） 以上で、委員長報告を終ります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第1号川南町県単独土地改良事業分担金徴収条例を定めるについて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第1号川南町県単独土地改良事業分担金徴収条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第2号川南町別館条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第2号川南町別館条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号川南町特定個人情報保護条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第3号、川南町特定個人情報保護条例の一部改正について反対の立場から討論いたします。今回の改正は、町当局が個人番号を独自に利用するための改正です。マイナンバー制度による情報連携は、御承知のように、個人情報に関する様々な問題は地方自治体も含めて発生しているのが現状であります。こうしたことを考えると、慎重な対応が求められると考えるものです。税務職場、福祉職場等ではシステムの改修とか、マイナンバー記入を伴う書類の変更等々業務上の様々な混乱についても心配です。情報漏えいの危険などの国民の心配が払拭されない中で、意図的に情報を盗み売る人間がいるというリ

スクがあります。危険をなくすには制度の廃止以外にありません。こうした立場からこの条例の改正には反対です。

○議長（川上 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第3号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。

従って、議案第3号川南町特定個人情報保護条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第4号川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第5号川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号川南町公共施設等整備基金条例の一部改正について、討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号について採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第6号川南町公共施設等整備基金条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号川南町税条例等の一部改正について、討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第7号川南町税条例等の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号川南町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第8号川南町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号川南町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第9号川南町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号川南町営牧野条例の廃止について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第10号川南町営牧野条例の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号火葬等の事務委託の廃止について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第11号火葬等の事務委託の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第20号 平成29年度川南町一般会計予算、日程第13、議案第21号 平成29年度川南町国民健康保険事業特別会計予算、日程第14、議案第22号 平成29年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第15、議案第23号 平成29年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算、日程第16、議案第24号 平成29年度川南町下水道事業特別会計予算、日程第17、議案第25号 平成29年度川南町介護認定審査会特別会計予算、日程第18、議案第26号 平成29年度川南町介護保険特別会計予算、日程第19、議案第27号 平成29年度川南町後期高齢者医療特別会計予算、日程第20、議案第28号 平成29年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算、日程第21、議案第29号 平成29年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算、日程第22、議案第30号 平成29年度川南町水道事業会計予算、以上11議案を一括議題とします。本11議案は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長からの報告を求めます。まず、総務厚生常任委員長からの報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（税田 榮君） 総務厚生常任委員会に付託されました、議案第20号平成29年度川南町一般会計予算について、審査の経過と結果の報告をいたします。担当職員の説明を受け慎重に審査いたしました。総務課関連では、平成29年度の歳入歳出予算の総額が、78億1700万円となり前年度当初予算に比べ8.1%の増となっています。町民税は前年度比8.4%の増。固定資産税は3.8%の増。軽自動車税は18.7%の増の見込計上です。町たばこ税、地方交付税、交通安全対策特別交付税等は減額です。寄付金はふるさと納税10億円の計上でした。29年度は一般職員の職員が164人で11人増となり、給与費等などが総額で1億1318万7000円の増額となっており、これは本年度より一般職非常勤職員の任用制度を導入したことにより、今まで給与費にカウントされていなかったものが給与費となった、との説明がありました。人口減対策調査分析委託料500万円は、新しい試みとしてやるとのことですが、内容は、との質問に対して町内より町外に出て行った25歳の男女をターゲットとして絞り込み追跡調査をするとの事でした。まちづくり課関連では、総務費1億1919万6000円の計上、商工費計上は362万2000円、消防費は2億7029万1000円の計上で、予算の人件費を除いた内訳の提示がありました。そのうち地域振興計画策定委託料400万円、地域集会施設建設

等補助金400万円、振興班行政協力交付金320万円、防災倉庫設置工事費用500万円、避難誘導灯工事費用1509万円、防災行政無線更新工事実施計画書作成業務委託料852万円の審査等を重点に行いました。防災倉庫設置工事では100人分の3日間の食料、生活用品等を備えたものを町内1カ所に設置するとの説明がありました。審査の中で防災無線が聞き取りにくいので改良した方が良いのじゃないか、また定住促進持家取得助成事業も大切だが、それ以前に婚活を活発にやった方が良いのじゃないか、との意見がありました。また自治公民館活動費交付金は状況に対応し計画的に交付してほしいとの意見もありました。福祉課関連では、3月13日午前中に番野地保育所の耐震鉄骨工事300万円分の現地視察を行いました。四隅に耐震補強をするものです。福祉部門の拠点としての総合福祉センターの整備計画作成委託料972万円ですが、この整備計画については質疑が集中しました。公民館に社会福祉協議会があるのは問題じゃないか、また耐震的にも問題があり早急に整備を求めるとの意見になりました。老人福祉費は10.6%の増、介護保険費は11.5%の増、障害福祉費は10.5%の増、児童措置費は4.7%の減です。高齢者が多くなり児童が少なくなったことが事業費の増減になっています。町民健康課関連では、国民健康保険事業特別会計への繰出し金が前年度比15.1%の減額です。金額にして1億9602万6000円です。後期高齢者医療費2億6608万9000円は運営事業への負担金と繰出し金です。平成29年度より新事業として新生児聴覚検査をはじめ、また西都児湯医療センターへの川南町民の利用者は77人。特定不妊治療は一人当たり15万円で11名の予定。一般不妊治療費は一人当たり10万円で、6名予定でそれぞれ助成金です。多くの希望者があるよう望んでいるそうです。予防接種は65歳からの肺炎球菌と児童への接種があるが、児童数が減少しているため減額計上です。またレントゲンは1,800人の受診者を予定。264万3000円を計上しているとの説明がありました。歯周病検診委託料の計上は43万2000円ですが、これは国からの要請で、40、50、60、70歳の人たちに限り受診を促すというもので平成29年度からの事業です。なぜ国が要請したのかとの質問がありました。これは国民的病である糖尿病に関連しているから、との説明がありました。税務課関連では、税徴収の方法の内特別徴収が78%です。また滞納繰越分は40%を目指す。町民税は前年比8.4%の増に、固定資産税は3.9%の増に計上してありました。特別徴収とはとの質疑があり、これは会社等の勤務者の給料から差し引く徴収の仕方です、との説明がありました。会計課関連では、利子及び配当金が大口の減少により、前年度より107万3000円の減額です。雑入は町図の売払いで前年同額の2万円です。議会事務局関連では、議会の機能強化として費用弁償が一人当たり1万円増額となっている。議会だよりは年4回、1回あたり4400部発行です。議案第20号、平成29年度川南町一般会計予算の総務厚生常任委員会に付託されました議案は、審査の結果賛成多数で可決です。

議案第21号、平成29年度川南町国民健康保険事業特別会計予算。この議案は歳入歳出の総額をそれぞれ28億8157万4000円とし、一時借入金の最高額を1億2000万円とするものです。予算の総額が前年比3.7%減、金額にして1億917万8000円です。出産育児一時金は、42万円

×32名。葬祭費は3万円×40件。人間ドック補助金は年齢を30歳に引き下げ1万円。補正予算でも意見がありましたように出産育児一時金の件数が増えるように取組んでほしいとの、の意見がありました。審査の結果は、討論はなく全員賛成で可決です。

議案第25号、平成29年度川南町介護認定審査会特別会計予算。この議案は、歳入歳出の総額をそれぞれ515万6000円と定めるもので、前年度比金額で70万5000円、率にして15.8%の増です。川南町が285万4000円、都農町が230万円の負担です。審査会は2班で行われるとのこと。審査の結果、討論はなく全員賛成で可決です。

議案第26号、平成29年度川南町介護保険特別会計予算。この議案は、歳入歳出の総額をそれぞれ16億5440万3000円と定めるもので、前年度比金額で1億2827万5000円、率にして8.4%の増です。訪問給食サービス事業では、一食当たり400円を利用者より支払ってもらっている、リハビリ指導は誰がどこでやるのかと質問がありました。一般職非常勤者の指導員が行い、指導については地域で行うとの説明がありました。審査の結果は、討論はなく全員賛成で可決です。

議案第27号、平成29年度川南町後期高齢者医療特別会計予算。この議案は、歳入歳出の総額をそれぞれ1億8665万7000円と定めるものです。前年度比金額で2153万7000円、率にして13%の増です。大幅な高齢者の増による予算措置となっています。審査の結果は、討論はなく全員賛成で可決です。

議案第29号、平成29年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算。この議案は、歳入歳出の総額をそれぞれ26万3000円とするものです。審査の結果は、討論はなく全員賛成で可決です。

以上、報告を終わります。

○議長（川上 昇君） 次に文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（内藤 逸子君） 文教産業常任委員会に付託されました議案について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。関係課職員の出席を求め、現地調査を行い提案理由・補足説明を受け質疑を行い、慎重に審査を行いました。議案第20号、平成29年度川南町一般会計予算は、総額78億1700万円で前年度当初予算比8.1%増です。農林水産業費は6億1253万3000円の計上で、主なものは宮大との包括的連携協定を結んで取組んでいる、ラズベリー産地化研究事業55万円、耕作放棄地放牧利活用研究事業72万4000円、商店街活性化プロジェクト研究事業100万円は2年目です。青年就農給付金1500万円は、国の制度を活用した就農10人分です。有害鳥獣対策防護柵支援事業補助金100万円は国の支援を受けられない者に対して上限10万円を支援するものです。鹿200頭、猪100頭、猿2群れを生息調査し、山手のみかん、梨、ぶどうの被害対策を行っています。最近はアナグマが増えているようです。川南町優良肉用繁殖牛導入資金貸付金2560万円。農業後継者対策費として、担い手確保補助金600万円は、国の青年就農給付金制度に該当しない新規の農業後継者12人を支援します。給付の対象は45歳未満で3年間の町単独予算2年目です。園芸振興費として、また、施設園芸用ハウス設置整備事業費補助金として、老朽化したビニールハウスの更新、新設も含

む補助率3分の1、上限200万円15件分3000万円は、国の補助対象とならないものへの計上です。森林環境保全直接支払事業1635万1000円は、国の事業を活用し、皆伐、植栽及び下刈り16ヘクタール分の委託料です。漁業の振興漁港整備として、防犯カメラ13基466万7000円は、通浜漁港内の防犯監視用として、漁船の盗難被害が相次いで困っているとの報告から設置するものです。商工費は、商工会経営振興費補助金550万円、創業者支援事業450万円、商店街トイレ設置補助金1150万円は、トロンパーク内に設置しているトイレの建替え費用です。バリアフリー化され多機能便所の設置で、軽トラ市や商店街からの長年の要望が実現されます。運営管理については、これまでどおり商工会が行います。若者の婚活支援として、若者連絡協議会に対して10万円が支援されます。ささやかですがなんとか人口減に歯止めをかける一歩となるよう期待されます。農地課の仕事は、基盤整備が主な仕事です。国営尾鈴土地改良事業関連県営事業負担金6地区分1億3563万3000円、尾鈴土地改良区運営費補助金1551万5000円です。多面的機能支払事業交付金2800万円は、国の農業振興政策として、平成26年度より新たに創設された事業です。水路農道等の管理活動や、農村の環境保全などの営農共同活動に対して支援して行くもので、20組織を予定しています。土木費は、本年から新しく環境水道課と建設課が連携して舗装打替え工事アロケが、竹浜・北唐瀬線と中里・野田原線で実施されます。また多賀小学校児童の通学路の舗装として、十文字セブンイレブン横町道も改善されます。鬼ヶ久保・十文字線道路改良工事は、高速道路のつなぎで造られた道路ですが、安全確保のため深さ1メートル掘り下げての工事で歩道も造られます。今後高速道路関連の工事が増えるのではないかと心配されています。町道460kmの94%が舗装整備されています。橋については、148橋に対して101の橋梁補修工事が終わっています。住宅管理費の中で、番野地住宅倉庫改修工事633万1000円は、昭和55年に設置され改修するものです。48戸分の倉庫の屋根、建具、ペンキの塗り替えなどです。トロントロンバス運行446万3000円は、登録者1月現在で、638人で車の無い町民は便利だと定着してきています。川南駅線運行585万4000円は、ドーム前から駅まで、朝2便、夕方6便、4時から8時、学生は無料、大人100円は利用者が多いため続けて運行予定です。教育費は、小学校屋内運動場洋式トイレ設置工事、東小・川南小・通山小学校に設置されます。国光原中学校屋内運動場の屋根は、雨漏りするための防水工事2800万円です。LED照明賃借料166万7000円は、国光原中学校の屋内運動場に設置している照明具を、29年度より10年間リース事業として平準化するものです。管理修繕はリース会社が行い効率化されます。図書館文化ホール複合施設指定管理料6296万円、文化ホール舞台照明設備更新工事3715万2000円は、建設から18年が経過し、故障してからでは遅いので更新されるものです。保健体育施設費の工事請負費915万円は、運動公園内の塗装工事、野球場整備工事と合わせて弓道場の駐輪場は、弓道場横テント設置工事として390万円が計上されました。給食調理場等業務委託料3243万9000円、学校給食共同調理場空調設備工事2160万円の計上です。採決の結果、賛成多数で可決です。

議案第22号、平成29年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算は、歳入歳出の総額を

3137万2000円と定めるものです。歳入の主なものは、使用料及び手数料が972万1000円、繰入金2164万9000円で、歳出の主なものは、漁業集落排水施設整備事業費1978万5000円、公債費1148万7000円。償還金は平成34年度終了予定となっています。採決の結果、全員賛成で可決です。

議案第23号、平成29年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算は、歳入歳出の総額を1906万1000円と定めるものです。歳入の主なものは、使用料及び手数料388万9000円、繰入金1516万8000円、歳出の主なものは、営農飲雑用水施設整備事業費1466万6000円、公債費419万5000円となっています。町水道との一本化を見据えて、法適化アドバイザー等業務委託料169万8000円を計上し研究調査を行います。赤石地区配水管布設替工事130mは、現在、民有地茶畑の中を通っているものを町道側、側溝横に変更するものです。利用者は74戸です。償還金は平成32年度終了です。採決の結果、全員賛成で可決です。

議案第24号、平成29年度川南町下水道事業特別会計予算は、1億1533万2000円と定めるものです。加入率は69.5%となっています。歳入の主なものは、使用料及び手数料4665万8000円、一般会計繰入金6839万1000円、基金繰入金1000万円。歳出の主なものは、川南浄化センター設置から15年目を迎え部品の交換と出水原マンホールの汚水漏れの恐れがあるために、814万4000円の工事請負費の計上です。公債費5761万5000円となっています。償還金は平成44年度終了予定です。採決の結果は、全員賛成で可決です。

議案第28号、平成29年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額は、30万8000円と定めるものです。歳入の主なものは、使用料及び手数料30万7000円です。歳出の主なものは、ダム用水使用料26万4000円の計上です。28年度にできた特別会計で、平成35年度完了までの事業です。採決の結果は、全員賛成で可決です。

議案第30号、平成29年度川南町水道事業会計予算は、給水戸数6,388戸、1日平均配水量を6,219立方メートルとしています。収益的収入及び支出では水道事業収益の3億7831万9000円は、前年度比で2.8%の増となっています。支出の水道事業費用3億5569万2000円は、前年度比1.5%の減です。水道事業は昭和50年に始まり40年以上経過し、施設設備の老朽化が進み、耐震性の低い石綿管更新工事は残り8km、老朽配水管布設替工事の中で耐震対策として、役場周辺、病院周辺を先に行います。第4水源地旧井戸改修工事等への計上です。資本的支出総額を前年と比較しますと4285万9000円、率にして18.3%増となりました。償還金は平成37年度までとなっています。資本的収支予算の不足する額2億7664万1000円は、損益勘定留保資金、繰越利益剰余金から補てんするものです。また、一時借入金の限度額は3000万円と定めています。漏水対策と町水道がない地域や井戸水のみ家庭もあるので、その対策も必要ではないか等の意見がありました。採決の結果、全員賛成で可決です。以上で、文教産業常任委員会に付託されました議案についての審査報告を終わります。

○議長（川上 昇君） 以上で委員長報告を終わります。これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論採決は議案ごとに行います。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時13分休憩

.....
午前11時23分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

議案第20号、平成29年度川南町一般会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第20号、平成29年度川南町一般会計予算案について反対の立場で討論をいたします。私が所属する日本共産党の立党の精神は「国民の苦難軽減」です。党創立95年、日本の政党で最も長い歴史ある政党です。安倍政権の経済政策「アベノミクス」がはじまって4年になりますが、その行き詰まりと破たんは明瞭です。「世界で一番企業が活躍しやすい国」を目指すという掛け声のもと、日銀の「異次元金融緩和」や3年間で4兆円もの企業減税によって、大企業は3年連続で「史上最高益」を更新し、大株主など富裕層にも巨額の富がもたらされました。しかし、労働者の実質賃金は4年のうちに、年額で19万円も減り、家計消費は実質15カ月連続で対前年比マイナスとなっています。アベノミクスが格差と貧困を一層拡大し、社会と経済の危機をさらに深刻にしています。国民の所得が全体として低下する中で、中間層の疲弊が深刻になっています。平成29年度予算案は、歳入歳出78億1700万円で、前年度当初予算比8.1%の増額予算です。今回の予算で農村の環境保全や農業後継者対策費等大いに利用促進されることを期待します。政府は、失敗の連鎖に陥っている「アベノミクス」に固執し続け、国民生活を守るどころか憲法が保障する国民の最低限度の生活を脅かす政策を次々に強行しており、地方自治体が長年積み上げてきたセーフティネットにさえ圧力をかけてくる有様です。交付税や補助金などに依存している本町財政はまだまだ厳しい状況が続くことが予想されるため、今後も自主財源比率の向上が当面の課題となっており、平成29年度当初予算編成は、第5次川南町長期総合計画を基本に、「まち・ひと・しごと総合戦略」「行政改革大綱」に基づき、制度として定められた事業や全額補助の事業を除き、緊急性、必要性を踏まえ優先度に応じて予算配分したとの提案です。平成29年度も行財政改革による、民営化の推進など、町民の福祉や暮らしに密接な実施部門から手を引く予算です。十文字保育所、川南東保育所、野田原保育所、記念館保育所、山本保

育所の統合民営化、老人ホームの社会福祉法人への譲渡も、学校給食調理業務の民間委託も安上がり論と同じ目的で継続して強行されています。さらに、水道料金、下水道料にも消費税が上乗せされ町民の負担増です。また、文化ホール・図書館が指定管理者となり、町の手から離れています。指定管理者制度は、公の施設の民営化を推し進める道具として国によって導入され、民間のノウハウの活用や人件費を含む経費削減などを主な目的に川南町も取り入れています。公共施設は、「町民の福祉を増進する目的」という原点に立ち返り、公共施設における指定管理者制度の在り方について研究、検討する必要があります。「民間でできることは民間で」「官から民へ」という構造改革路線を背景に「安上がり」を目指すために具体化されたものであり、保育・福祉・医療・教育など、働き手の質と経験の積み重ねが重要な分野の施設は、本来直営にすべきであり、認めるわけにはまいりません。「民営化」の方向が打ち出されて以降、保育所を民間が経営するのは当たり前となっていますが、町長はいつも「子どもは宝」と言われます。安心して子育てできる環境を守ってほしいのです。

マイナンバー関連予算が計上されています。この制度は、個人情報保護と言う観点から、十分な対策が取られていないのが現状です。従って町民に不安を与えることはやめるべきです。国民に押し付けることは、直ちにやめるべきだと考えます。年金の引き下げ等、生活は苦しくなるばかりとの声が広がっています。安倍政権の民意無視の強権政治、暴走政治は、この政権の「強さ」では決してありません。町民の立場を貫く町政こそ求められています。弱者への暖かな地方政治を求めまして、反対討論を終わります。

○議長（川上 昇君） 他に討論はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第20号、平成29年度川南町一般会計予算について、反対の意志を示し討論いたします。その理由について、本町の将来を担う新生児誕生数の推移をみると、前政権の影響が残る町長就任2年目、平成24年は147名誕生していたが、直近の平成28年には83名と僅か4年で激減し、町政衰退を暗示しています。町長はそれを認識し、町政運営方針で今後の長期的な人口の動向を踏まえ、本来の町のあるべき姿を想像し、その礎となるべき基本的方向性を示す計画、その根幹をなすものは人であると考えており、喫緊の最重要課題は人口対策であり、問題解決のためありとあらゆる手段、手法を用いる覚悟であると所信表明をなさったが、本当初予算を見ると、覚悟の根拠となる斬新な人口対策予算措置がなされていない事で、僅か4年で新生児誕生を64名消失させた旧態依然の政策であることは明白であります。よって原案を一刀両断し、新たに予算編成を行い再議に付す事を強く要求するものであります。因みに、当初予算とは、町政運営方針、即ち時代に即応した町の政策課題を予算を通じ反映させ措置を講じ、その年度の道標とし、町政運営をするとともに、将来の礎を築くものであって、鉄は熱いうちに打ち、継続し力となるが当初予算の性質であるべき、が私の持論であります。しかし、それが本予算には微塵も感じられず、町政運営方針は職員が綴った文章を棒読みしただけであり、覚悟とやらは評価に値しません。従って、原

案に反対し討論と致します。

○議長（川上 昇君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第20号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。

従って、議案第20号平成29年度川南町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号平成29年度川南町国民健康保険事業特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第21号平成29年度川南町国民健康保険事業特別会計予算について、反対の討論をします。国民健康保険法は、その一条で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と定めています。各地で高すぎる国保料を引下げる動きが広がっています。国保料が高すぎるという国民の批判に、政府も答えざるを得なくなったものです。政府は、保険者支援制度の拡充による一定の低所得者対策も講じながら、2018年から、国保の運営主体は市町村から都道府県が中心主体になります。市町村が共同して運営し、保険料の賦課・徴収は今までどおり市町村が行って、市町村間の保険料の違いも残ることになりました。変わってくるのは都道府県が強力な権限をもつようになることです。その狙いは、市町村が行っている国保への公費支援をやめさせることにあります。国保料のさらなる値上げにつながるものであり、私たち日本共産党は反対しています。国保料の引き下げへ、支援金活用や公費支援拡充を行うかどうか。自治体の姿勢が大きく問われます。70歳から74歳の窓口負担は、一割が二割負担となりましたし、年収370万円未満外来上限の倍加は本年8月から実施されます。紹介状なしの大病院の初診料も5,000円が1万円となっています。しかし今、「社会保障の向上に寄与する」と明記した、国民の命と健康を守るための制度が、手遅れによる多数の死亡者を生み出しているのです。背景には、個人の支払い能力を超えた高すぎる保険料（税）があり、この値上げに歯止めがかかっていません。保険料（税）を払えない人や無保険の人が多数生み出され「国民皆保険」の理念は崩壊の危機に瀕しています。国保財政を危機におとし入れ、保険料高騰と滞納者の悪循環を引き起こした元凶は、国庫負担の削減です。国庫負担を増額し、国保料（税）を引き下げる以外に、今の事態を解決する道はありません。自治体のあり方が問われています。国いいなりに差し押さえなどの収納対策の強化に乗り出すのではなく、

町民の生活実態をよく聞き、親身に対応する相談・収納活動もなされていますが、納税緩和措置制度の活用もお願いします。病院に駆け込まなくてはならなくなって、役場に駆け込み、滞納した保険料の一部を支払って、短期保険証をもらって病院に行ったとの話もあります。最近の雇用情勢では、社保から国保への切替えが進むにつれ、払えない国保税の問題が深刻化するの容易に推測できます。さらに国保は、保険証取り上げという制裁措置をもつ制度であり、高すぎる国保は医療から町民を排除してしまいかねない。どうしても払える国保に転換する必要があると思います。国保会計については、医療費の推移と国保税が6月に確定されます。多くの町民の声は、「国保料の負担軽減」です。私は、高すぎる国保税を引き下げ、将来にわたって保険料高騰を抑えていくには、国庫負担割合を引き上げ、国保の財政構造を変えることが緊急の課題だと思います。国に対しては、国庫負担水準を「総医療費×45%」に戻すように要請してください。また宮崎県に対しては、市町村国保への独自の支出金を要請することを求めます。今後とも町民生活の安定を図り、住みよいまちづくりを求めて反対討論と致します。

○議長（川上 昇君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第21号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。

従って、議案第21号平成29年度川南町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号平成29年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第22号平成29年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算については、委員長

報告のとおり可決されました。

議案第23号平成29年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第23号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第23号平成29年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号平成29年度川南町下水道事業特別会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第24号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第24号平成29年度川南町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号平成29年度川南町介護認定審査会特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第25号、平成29年度川南町介護認定審査会特別会計予算について反対討論をいたします。介護保険制度の利用に決定的な役割を果しているのが、要介護認定です。要介護認定は、介護を要する状態を正確に把握し、その人にもっともふさわしいサービスの内容と量を判断するために行われるものです。申請を受けた町は、申請した人を訪問し調査を行います。この調査と並行して、町は申請者の主治医に意見書の提出を求めます。町には専門的な第三者機関として介護認定審査会が設置されています。認定審査会は、調査項目を全国共通のコンピューターソフトにかけて得られた第一次判定結果と、主治医の意見をもとに要介護状態の審査で判定を行います。判定によって、介護保険給付が受けられ

ない「非該当」「要支援1、2」、「要介護」1～5となります。判定結果が町から通知されてサービスを受けることとなりますが、急を要する場合、申請した日に遡ってサービスを利用できます。この認定制度には多額の事務費が使われていますが、判定では機械的に利用制限がかけられています。「要支援1、2」の介護保険はずしは、「介護保険制度改悪の歴史のなかでも最悪」と言われています。要支援者の訪問介護とデイサービスが介護保険の給付から外されてしまうことになったのです。外されたサービスは市町村の「地域支援事業」に移行し、無資格者やボランティアでもサービスの提供ができるようになりました。いわば「専門家不在」となることに、多くの関係者が警鐘を鳴らしています。川南町でも受け皿づくりに苦勞しているのではないのでしょうか。移行は2018年3月までに実施することになっています。専門家がケアに携わるからこそ、軽度の認知障害や初期の認知症の人が適切なサービスを受けられるのに、このことも大問題です。要介護認定制度は廃止し、現場の専門家の判断で適正な介護を提供できるようにすべきです。介護認定審査特別会計予算について、反対討論とします。

○議長（川上 昇君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第25号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。

従って、議案第25号平成29年度川南町介護認定審査会特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号平成29年度川南町介護保険特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第26号平成29年度川南町介護保険特別会計予算について、反対討論をいたします。介護保険制度は、1997年に介護保険法が成立し、2000年4月から施行されました。国は当初「家族介護を解決」「社会全体で介護を支える」ために介護保険制度を導入しました。介護問題は現在の高齢者だけの問題ではありません。家族介護のために仕事を辞める、転職せざるを得ない「介護離職者」は年間10万人を超えます。安倍政権は「一億総活躍社会」の「目玉」として「新三本の矢」のうちの「第三の矢」に、「介護離職ゼロ」を掲げました。その柱は「必要な介護サービスの確保」と「働く環境改善・家族支援」ですが、本当に離職をゼロにできたのでしょうか。サービスの削減、負担増一辺倒の見直しでは高齢者の生活を守り、支えることはできません。これから高齢化がいつそう進展していく中、

お金の心配をすることなく、行き届いた介護が保障される制度への転換はすべての高齢者、国民の願いです。そして介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りを持って働き続けられる条件整備も一刻も早く実現させなければなりません。特養ホームに入所を申し込みながら待機している人が全国では約40万人います。どこでも2～3年待ちが当たり前になっています。高い介護保険料は年金が年間18万円以上の人から差し引かれ、残ったお金で生活しています。手元に残った年金は2万円、どうやって生活しているのでしょうか。「特養に入るしかないのかと考えるが、自由に外出もできない籠の鳥になると聞くので動けるうちは頑張っています。」と一人暮らしの方のお話を聞きました。要介護認定を受けたにもかかわらず、必要なサービスが利用できない、まさに「保険あって、介護なし」の状態を根本的に変えて国民だれもが使いやすい制度にすることは、切実な要求です。川南町の高齢化率は増加傾向です。高齢者が元気で利用者が少ないことが良いことです。しかし、必要な介護まで受けられないようになっては、利用者も家族も大変な負担となります。国が町民の暮らしを脅かす仕打ちをしてきたら、それに立ちはだかつて、町民の暮らしと福祉を守る防波堤の役割を果たす、これが本来の自治体の役割です。高齢者が住み慣れた家、地域で安心して、生きがいをもって暮らせる町、川南を目指しているのですから、介護予防に逆行することのないよう高齢者の実態をふまえ、介護保険制度を抜本的に改革し、安心できる制度にしていくためには、国庫負担の大幅な引き上げが不可欠です。しかし、その財源を低所得者ほど負担が重い逆進性の強い消費税を社会保障の財源とすることは最もふさわしくありません。財源は国家財政・税制を国民本位に組み換えることで、十分に確保が可能です。払える保険料と、利用しやすい利用料を求め、住民の尊厳を守る社会保障としての介護保険制度を求めて反対討論とします。

○議長（川上 昇君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第26号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。

従って、議案第26号平成29年度川南町介護保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号平成29年度川南町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第27号平成29年度川南町後期高齢者医療特別会計予算について

て。予算は後期高齢者広域連合納付金1億8665万7000円が計上されています。この特別会計は平成20年4月1日に発足した後期高齢者医療制度に伴ってできた特別会計です。75歳以上のすべての人は、それまで加入していた国保や健保を脱退させられ、「後期高齢者だけの独立保険」に入れられました。75歳以上の人は、家族構成や就労状況、年収などに関わりなく、74歳以下の人とは別の保険に強制的に囲い込まれたのです。川南町の1月末の加入者は、2,592人です。①これまで負担のなかった扶養家族を含め一人一人から保険料をとりたてる。元被扶養者380円が1,890円に、77歳以上は18年度から10倍の保険料です。保険料の低所得者への軽減特例措置の廃止が今年度より実施されます。②受けられる医療を制限し差別する「別立て診療報酬」を設ける。③保険料は年金から天引きし、2年ごとに引き上げる。④保険料を払えない人からは保険証を取上げる。この制度は、高齢者を他の年齢層から切り離し、高い負担と安上がりの差別医療を押し付けることにあります。病気にかかりやすく、治療に時間がかかる「後期高齢者」を別枠の医療保険に囲い込み、医療・社会保障にかかる国の予算を削減することがねらいです。また、この制度は、県の「後期高齢者医療広域連合議会」による運営のため、一方的に納付金が示され、町としては、個人保険料と保険基盤安定負担金を一括して広域連合に納付する事務作業のみとなっており、川南町からは誰も選ばれていませんので、事務の本質には立ち入れません。戦後70年を過ぎ、団塊の世代が続々と後期高齢者となります。自営業者や農業従事者が加入する国民健康保険と後期高齢者医療保険の被保険者数が近づいており、国保会計に占める後期高齢者支援分の税負担が大きくなってきていることから、年齢で分けることは何も意味はなく、この制度は、廃止すべきです。広域連合議会は国が法律で加入させ、脱退も認められていません。運営主体は広域連合議会ですが、保険料の徴収・督促・保険証の受け渡し、受付・窓口業務など住民と直接やりとりする業務の多くは川南町が担います。広域連合議会では住民の声が届きにくいなど問題点があります。保険料も後期高齢者の人口比率が増えるのに応じて、自動的に引き上がる仕組みです。高い保険料や差別医療を押し付けるもので、廃止しかないと考えます。以上、反対討論と致します。

○議長（川上 昇君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第27号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。

従って、議案第27号平成29年度川南町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり

り可決されました。

議案第28号平成29年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第28号平成29年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号平成29年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第29号平成29年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号平成29年度川南町水道事業会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第30号平成29年度川南町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、発議第1号川南町議会基本条例の制定について議題とします。

朗読は省略します。

提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員（徳弘美津子君） 発議第1号、川南町議会基本条例の制定について趣旨説明をいたします。川南町議会では平成27年11月、元北海道栗山町議会事務局長でありました東京財団研究員中尾修氏の講演を受講いたしました。その後、全議員で構成する「議会改革調査特別委員会」として、平成28年1月福岡県川崎町議会、熊本県御船町。平成28年5月には福岡県新宮町議会と大刀洗町議会への視察を重ね、平成28年6月に全員協議会において議会基本条例制定への検討を行い本会議において「議会基本条例検討特別委員会」の設置と委員長、副委員長、委員等を指名しました。その後、同特別委員会で全11議会の条例を参考に調査研究を重ねました。結果、議会運営を条例化し規範性、普遍的・絶対的を持たせ、今後の議会の在り方をルールとして明確に規定することを全議員で決定致しました。議会は合議制の意思決定機関として二代表制の立場と地位にあることを十分理解し、川南町の具体的政策を最終的に決定し、議会が決定した政策が執行機関の行財政の運営などが適法、適正しかも公平、効率的にそして民主的になされているのかを批判し監視します。議会と町執行機関の責務は、この制定の究極の目的「住民の福祉の増進」を実現し、川南町の更なる発展に寄与することです。今回、町民に信頼され存在感のある議会を誓い「川南町議会基本条例」制定するものであります。以上、地方自治法第112条及び川南町議会規則第14条第2項の規定により提出いたします。

○議長（川上 昇君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

これから、発議第1号川南町議会基本条例の制定について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから発議第1号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

全員が起立であります。

従って、発議第1号川南町議会基本条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第24、発議第2号適正な事務取扱い及び予算執行を求める決議についてを議題とします。

朗読は省略します。

提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員（税田 榮君） 発議第2号、適正な事務取扱い及び予算執行を求める決議（案）

平成28年11月8日付けの議会監査請求に基づき、監査委員の審査を経て出された報告書の内容を精査した結果、平成27年度に実施した「川南町運動公園弓道場雨天対応設備工事（撤去作業等含む）」の事務等に関し、法令に違反した不適切な事務処理の実態が明らかとなった。こうした事態が発生したことは甚だ遺憾と言わざるを得ない。よって、本町議会は、町に対し、再びこのような事態が生じることのないよう、法令を順守し徹底した再発防止策を講じるとともに、事務取扱い及び予算執行の適正化に万全を期すことを強く求めるものである。以上のとおり決議する。平成29年3月17日、川南町議会。

○議長（川上 昇君） 以上で、趣旨説明を終わります。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、発議第2号適正な事務取扱い及び予算執行を求める決議について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから発議第2号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

全員が起立であります。

従って、発議第2号適正な事務取扱い及び予算執行を求める決議については、原案のとおり可決されました。

日程第25、閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。日程第26、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、平成29年第1回川南町議会定例会を閉会します。

午後0時02分閉会
